

障害者権利条約

第2条 定義

◎「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む）をいう。

◎「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）

1. 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

（a）建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

（b）情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

（a）障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

（b）公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

障害者基本法

第3条

3. 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第22条 （情報の利用におけるバリアフリー化等）

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2. 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用を推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3. 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

電気通信事業法

第2章 電気通信事業

第6条 （利用の公平）

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第7条 （基礎的電気通信役務の提供）

基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

電気通信事業法施行規則

第14条

電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

1. アナログ電話用設備設置して提供する音声伝送役務
2. 第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務
3. インターネットプロトコル電話用設備を用いた音声伝送役務
4. 上記3つ（つまり3つの音声伝送役務）に係る緊急通報
警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの